

令和3年市議会12月定例会

総務課 ☎77514963
☎77519819

令和3年市議会12月定例会は、昨年12月27日～1月25日の30日間の会期で開かれました。この議会では、令和3年度補正予算の他、国民健康保険税の税率の見直しとともに、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置を行うための条例などの議案が審議されました。このうち市長提出の18議案と諮問1件については、全て原案のとおり可決、同意または答申されました。可決された補正予算には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付や、市独自の子育て世帯への「えがお応援給付金」の給付をするための費用などを計上しています。

■副市長に坂本孝孝氏が就任

欠員となっていた副市長に、坂本孝孝氏を選任することが同意されました。就任は2月1日付です。



玉父一務 61歳
埼玉大学 経済学部長
昭和54年に、入庁後、総務部長、昭和人権擁護委員の候補者に、堀越洋

■人権擁護委員の候補者の推薦

人権擁護委員の候補者に、堀越洋

子氏を推薦することに異議なき旨の答申がされました。

電子申請・届出サービスの
ご利用を

↓推進課 ☎77515113
☎77519921

パソコンやスマートフォンで「埼玉県 電子申請・届出サービス」を使うと、自宅でも引越に伴う水道の手続きや自動車税(種別割)住所変更届などの申請手続きができます。操作方法で不明な点はコールセンター(☎0120-464-119・☎06-45513268・FAXhelp-shinsei-saitama@s-kantan.com)平日9時～17時)に問い合わせください。



電子申請システム

三井住友銀行での窓口納付の
取り扱いが終了

出納室 ☎77519431
☎77510381
経営総務課 ☎77515160
☎77519041

三井住友銀行窓口での市税、上下水道料金、その他公金の納付書の取り扱いが3月31日(木)で終了します。

埋蔵文化財の取り扱い

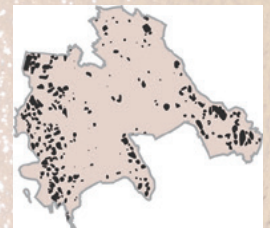
生涯学習課 ☎775-9496・☎776-2250

土の中に埋まっている文化財は「埋蔵文化財」と呼ばれ、わが国の歴史を証明する国民共有の貴重な財産です。そのため、文化財保護法により保存の対象になっています。

市内には約250カ所の埋蔵文化財包蔵地(遺構・遺物が埋まっている地域=遺跡)があり、県に登録されています。埋蔵文化財包蔵地内で土木工事などを行う場合は、文化財保護法の規定に基づく「埋蔵文化財発掘の届出」が義務付けられており、事前に試掘調査を実施します。住宅の建築や開発行為などの予定がある場合は、生涯学習課へ確認してください。また「あげおガイドアプリマップ」(☎https://www2.wagmap.jp/ageocity)でも包蔵地の確認ができます。

■届け出が必要な場合

- ①農業基盤工事や造成工事などによる掘削が埋蔵文化財に及ぶとき
- ②住宅などの恒久的な建物、道路その他の工作物を設置するとき
- ③盛土または一時的な工作物の設置により、埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがあるとき



市内の埋蔵文化財包蔵地分布図



試掘調査

4月1日(金)以降は、納付場所に三井住友銀行の記載がある納付書でも取り扱いができないので、注意してください。

なお、口座振替は引き続き利用できます。

国保・後期高齢者医療
傷病手当金の期間延長

保険年金課(国保給付担当) ☎78216481
☎77515125
(高齢者医療担当) ☎77519827
☎77519827

国民健康保険(国保)または後期高齢者医療制度(後期高齢者医療)の加

バイクや軽自動車の廃車などの
手続きは4月1日(金)までに

市民税課 ☎77515130
☎77519846

軽自動車税(種別割)は、軽自動車などを4月1日に所有している人に課税されます。4月1日までに廃車などの手続きをしてください。

上尾市伊奈町広域

ごみ処理施設の整備促進に関する合意書の締結

環境政策課 ☎775-6925・📠775-9872

2月14日、「上尾市伊奈町広域ごみ処理施設の整備促進に関する合意書」を締結しました。これにより、令和15年度の新施設稼働に向けて、伊奈町と一部事務組合を設立し、事業を進めることとなりました。なお、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が4月に施行されることにより、新施設はプラスチック分別を実施することを想定し整備する予定です。

【経過・予定】

西貝塚環境センターは稼働開始から20年以上経過し、老朽化しているため、平成30年度に「上尾市伊奈町ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結し、新施設の検討を進めています。令和2年度に伊奈町小室柴中荻区内を建設候補地として決定し、6年度から環境影響評価、8年度に都市計画決定、10年度から本体工事、15年度に稼働開始の予定です。



畠山市長(左)と大島伊奈町長

■原動機付自転車の廃車などの手続き
原動機付自転車を所有しなくなった場合(廃棄、譲渡、紛失、盗難、死亡など)や市外に転出する場合は、市民税課で廃車などの手続きをしてください。 ※詳しくは、市民税課にお問い合わせください。

■他市区町村のナンバープレート交換の手続き(原動機付自転車)
転入した人で、上尾市のナンバープレートに変更していない原動機付自転車を所有している人は、市民税課で交換の手続きをしてください。

※他市区町村のナンバープレートの廃車手続き(上尾市のナンバープレートへ変更しないものは、受け付けできません。 ※詳しくは、市民税課にお問い合わせください。)

■125ccを超えるバイクや軽自動車(三輪・四輪)の手続き
次の手続き先に問い合わせてください。 ☎125ccを超えるバイク/埼玉運輸支局☎050-5540-2026
軽自動車(三輪・四輪)/軽自動車検査協会埼玉事務所☎050-3816-3110

上尾市企業版ふるさと納税による

寄付企業に感謝状を贈呈

行政経営課 ☎775-3963・📠776-8873

令和3年度から、民間企業から寄付をいただき、地方創生の取り組みを共に進める「企業版ふるさと納税」の仕組みを導入しています。

このたび、「上尾シティーフマソンPR事業」に(株)アイダ設計、第一生命保険(株)から寄付をいただき、市長から感謝状を贈呈しました。

なお、いただいた寄付金は、令和4年度の上尾シティーフマソンPR事業に活用する予定です。



(株)アイダ設計 會田代表取締役社長(左)と畠山市長



第一生命保険(株)坂口大宮支社長(左)と畠山市長

あげおグルメ応援 お食事券の使用期限 を延長

市観光協会 ☎775-5917
📠775-5024

現在発行している「あげおグルメ応援お食事券」の使用期限を下表のとおり延長します。

券の使用期間は令和4年3月10日(木)と記載していますが、そのまま使用できます。延長期限までに利用してください。 ※未使用のお食事券の払い戻しはできません。テイクアウトの積極的な利用をお願いします。

	使用期限
延長前	3月10日(木)
延長後	3月31日(木)

年金現況届に必要な証明

証明書発行センター ☎78314940

☎77519827

年金を受給している人は、毎年誕生月の末日までに、現況届に記載された内容が住民票の記載内容と相違がないことを証明する必要があります。①公的年金(国民年金、厚生年金など)／受給者本人または現況届の用紙を持参した人 ②私的年金(確定給付企業年金、企業型確定拠

上尾市民球場の愛称が UDトラックス上尾スタジアムに決定!



みどり公園課 ☎775-8129・☎775-9906

上尾市民球場のネーミングライツパートナーが、UDトラックス(株)に決まり、4月1日(金)から、球場の愛称が「UDトラックス上尾スタジアム(略称:UD上尾スタ)」になります。

2月7日に、契約締結式を行いました。ネーミングライツ料は公園施設の維持管理費に当てられます。

【契約期間】令和4年4月1日～令和7年3月31日(3年間)



UDトラックス(株)酒巻代表取締役社長(左)と島山市長

へ 出年金、生命保険会社の個人年金など)／受給者本人または同一世帯の人 ①無料 ②200円 ③年金現況届(はがきなど)、本人確認ができる物(マイナンバーカード、運転免許証など)、代理人は受給者からの委任状を用意して、直接、証明書発行センターまたは各支所・出張所へ



国民健康保険の加入・脱退などの届け出は14日以内に

保険年金課

☎782-6471・☎775-9827

国民健康保険(国保)の加入・脱退は、就職や退職などの異動の事実があった日から14日以内に必ず届け出てください(下表参照)。※手続きの場所など詳しくは、保険年金課にお問い合わせください。

	届け出が必要なとき	必要な物	
		手続きにより必要な物	共通して必要な物
加入	他市区町村から転入した	前年の所得が分かる物	①来庁する人の本人確認ができる物(自動車運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど顔写真付きの物であれば1点、健康保険証などの顔写真のない物は2点) ②世帯主と手続きが必要な人のマイナンバーが分かる物(マイナンバーカード、マイナンバー入り住民票など) ※外国籍の人は併せて在留カードとパスポートが必要です。※死亡に関する手続きは、死亡者のマイナンバーが分かる物は不要です。
	勤務先の健康保険をやめた、またはその扶養家族でなくなった	健康保険資格喪失証明書または健康保険資格喪失確認通知書(写し)	
脱退	子どもが生まれた	出産した人の国保保険証、母子健康手帳、世帯主の預(貯)金通帳、領収明細書、直接払いに関する合意文書 ※海外出産の場合はお問い合わせください。	
	他市区町村へ転出する	国保保険証	
その他	勤務先の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	国保保険証、加入した勤務先の健康保険証、高齢受給者証(70歳以上の人だけ)	
	死亡した	国保保険証、会葬礼状または葬儀の領収書、喪主の預(貯)金通帳	
	住所・世帯主・氏名が変わった 世帯を分離、または合併した 保険証をなくした、または破損した	国保保険証	

※加入の届け出が遅れた場合も、国保の資格取得日は他の健康保険などの資格を喪失した日になります。国民健康保険税は資格取得した月にさかのぼって課税されます。

※脱退の届け出が遅れた場合は、他の健康保険などの資格取得日にさかのぼって資格を喪失します。国民健康保険税は、国保の資格喪失日に基づいて再算定します。他の健康保険などの取得日以降は国保保険証を使うことができません。使ってしまった場合、国保で負担した医療費を返還してもらう場合があります。



大規模災害に備えて



災害対策本部長あいさつ

1月15日に南太平洋トンガで発生した海底火山の大規模噴火は大量の火山灰やガスを噴き上げるとともに、はるか8,000^{キロ}も離れた日本列島でも大きな潮位変化を生じさせました。

翌日の未明に出された津波警報などに不安な時間を過ごされた皆さまも多くいらしたことと思います。本当に災害はいつ起きるか分かりません。

そのため、市では、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、2月5日と6日の二日にわたり、職員による「災害対策本部設置運営訓練」を実施いたしました。

今回の訓練は、5日の朝8時30分に上尾市を含む関東平野北西縁断層帯を震源とした深さ20^{キロ}、マグニチュード8.1の直下型地震が生じ、市内の最大震度は7を観測したと想定しました。

発災直後から、火災の発生は、児童・園児の安

全は、病院の受入状況は、と被害状況等が次々と報告され、その対応に追われます。加えて、SNSを通じた不確かな情報の取り扱いも混乱に拍車をかけます。

翌日には、人的・建物被害に加え、電気やガス、水道といったライフラインの被害の全容と復旧状況も明らかとなります。

今回は、震災直後からの災害対策本部設置と、発災事案への対応を再現する訓練でしたが、被害が甚大な場合は、地域全体に行政の支援が行き渡らないことも考えられます。それだけに、地域の皆さまの力が不可欠であることから、今後は自主防災会、防災士会をはじめ、地域の皆さまと連携した訓練を行い、災害に強い上尾市を目指してまいります。

市長 富士山 稔

市独自事業

くらし支援給付金

住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター
☎775-3548 (平日9~17時)

国の「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の対象とならない世帯のうち、令和3年度住民税均等割だけ課税されている世帯に対し1世帯当たり5万円を給付します。☎基準日(令和3年12月10日)時点で上尾市に住民登録があり、令和3年度分の住民税均等割だけが課税されている世帯 ※世帯に住民税所得割が課税されている人がいる場合は対象外です。【申請期間】3月16日(水)~9月30日(金) 【給付額】1世帯当たり5万円 【給付方法】対象世帯に対して、確認書を送付し、返送された確認書に基づき、順次支給 ※令和3年1月2日以降の転入者は申請が必要です。 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。 【お問い合わせ先】



市ホームページ

子育て世帯への臨時特別給付金

離婚などにより受け取れなかった人への支援給付

子ども支援課 ☎775-5120・☎774-5342

子育て世帯への臨時特別給付金は、原則、令和3年9月分の児童手当受給者を対象としています。基準日以降の離婚などで給付金を受け取れなかった養育者に対して、給付金を支給します。☎2月末までに離婚などで児童手当の受給者を変更しているまたはこれに準じる人 ※2月15日現在では支給要件、対象者などが確定していないため、国の方針が決まり次第、市ホームページなどで最新の情報をお知らせします。 【お問い合わせ先】



市ホームページ

マイナポイント 第2弾 を実施



マイナポイント
予約・申込サイト

行政経営課 ☎775-3963・☎776-8873

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(ダイヤル後、5番を選択)

国では、マイナンバーカードの普及促進とともに、キャッシュレス決済サービスによる消費喚起や生活の質の向上につなげるため、令和4年1月からマイナポイント第2弾を段階的に実施しています。マイナンバーカードを活用して1人当たり最大2万円相当のマイナポイントが付与されます。☎令和5年2月28日(火)まで ☎9月30日(金)までにマイナンバーカードを交付申請した、次の①～③のいずれかに該当する人 ①マイナポイント第1弾に申し込んでいない ②健康保険証の利用申し込みをした ③公金受取口座を登録した(登録開始時期未定)
【付与ポイント】①最大5,000円相当(申し込みをした決済サービスの利用額の25%) ②③7,500円相当 ☎マイナンバーカードの読み取りに対応するスマートフォンや、パソコンとマイナンバーカードに対応したカードリーダーで総務省マイナポイント予約・申込サイトから ※読み取り機器を持っていない場合は、セブン銀行ATMなどの「マイナポイント手続スポット」や市マイナポイント申込支援ブースを利用してください。 ※②③は6月頃に申し込み開始です。 ※最新の情報は総務省ホームページをご覧ください。

●市マイナポイント申込支援ブース ☎月～(金)8時30分～17時(祝・閉庁日を除く) ☎市役所1階市民ホール ☎マイナンバーカード、利用者証明用パスワード(4桁)、申し込みをする決済サービス事業者が指定する決済サービスIDとセキュリティコード ※決済サービスによっては、マイナポイント申し込み前に事前登録が必要です。事前登録は支援ブースでは行えないのでご注意ください。

マイナポイント取得の流れ

STEP 1
マイナンバーカードを
交付申請
(9月30日まで)

STEP 2
マイナンバーカードを受け取り後
マイナポイントを申し込み
(令和5年2月28日まで)

または

マイナポイント申し込み受け付け中 ※1

STEP 3-1
決済サービスでの
チャージまたは買い物
最大**5,000円分**
(利用額の25%)

6月頃からマイナポイント申込開始

STEP 3-2
健康保険証としての
利用申し込み **7,500円分**
公金受取口座の
登録 ※2 **7,500円分**

- ※1 マイナポイントをすでに申し込んだ人は除きます。
- ※2 公金受取口座の登録自体の開始時期は、未定です。

「緊急医療情報キット」の配布

65歳以上や障害のある人、健康に不安がある人などが安心して生活できるよう、希望者に「緊急医療情報キット」を配布しています。これは、自分の医療情報や緊急連絡先などを記入した用紙を、筒状の容器に入れ自宅の冷蔵庫で保管し、万が一の災害や病気などの緊急時に備えるものです。配布は1世帯1個に限ります。 ※家族が複数人の場合は、全員分の医療情報シートを1つの容器に入れてください。 ☎・持・問右表のとおり ☎必要書類を用意して直接、各消防署・分署、障害福祉課、高齢介護課、各支所・出張所へ ※本人確認ができれば、代理人による申請も可能です。

警防課 ☎775-1312・☎775-2230
障害福祉課 ☎775-5122・☎776-8872
高齢介護課 ☎775-5124・☎776-8872

対象	持ち物	問い合わせ
65歳以上の人	自動車運転免許証・保険証などの本人確認ができる物	警防課・高齢介護課
障害のある人	障害者手帳	障害福祉課
健康に不安がある人など	自動車運転免許証・保険証などの本人確認ができる物	警防課

国民年金こんなときは届け出を

保険年金課 ☎775-5137・☎775-9827
大宮年金事務所 ☎652-3399

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。職業などにより加入の仕方は三つの種別(下表参照)に分かれています。就職や転職、結婚などで加入する種別が変わったときや、住所や氏名が変更になったときは、早めに手続きをしてください。

①第1号被保険者(自営業者、農林漁業者、フリーター、学生、第2号被保険者に扶養されていない配偶者)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者への種別変更	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ
氏名が変わった	住民票の氏名変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要		
上尾市に転入した	住所変更	保険年金課	マイナンバーの分かる物
上尾市から転出した		転出先の市区町村	転出先の市区町村に問い合わせ
上尾市内で転居した	住民票の住所変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要		
海外に転出する	国民年金をやめる	保険年金課	年金手帳またはマイナンバーの分かる物 ・国内に協力者(家族など)がいる場合/年金手帳またはマイナンバーの分かる物 ・協力者がいない場合/年金手帳またはマイナンバーの分かる物、預(貯)金通帳と届け出印
	任意加入		年金手帳またはマイナンバーの分かる物、預(貯)金通帳と届け出印
受給資格が足りないときや年金額を満額に近づけたい	任意加入(60歳以上65歳未満)	金融機関、大宮年金事務所	年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
口座振替を開始・停止・変更する	口座振替納付(変更)申出書を提出		年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
クレジットカード納付を開始・停止・変更する	クレジットカード納付(変更)申出書を提出	大宮年金事務所	年金手帳またはマイナンバーの分かる物、クレジットカード
納付書を紛失した	納付書再交付		大宮年金事務所に問い合わせ
年金手帳を紛失した	年金手帳再交付	保険年金課	本人確認ができる物 ※急ぎの場合は、大宮年金事務所に問い合わせてください。
保険料を納めるのが困難	学生以外/免除申請		年金手帳またはマイナンバーの分かる物 ※場合により雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などが必要です。
	学生/学生納付特例申請		年金手帳またはマイナンバーの分かる物、学生証または在学証明書
妊娠・出産した	産前産後免除該当届を提出	年金手帳またはマイナンバーの分かる物、母子手帳など出産(予定)日と親子関係の分かる物 ※出産予定日の6カ月前から提出できます。	

②第2号被保険者(厚生年金に加入している会社員・公務員)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
勤務先を退職した	第1号被保険者資格の取得	保険年金課	年金手帳またはマイナンバーの分かる物、資格喪失証明書など資格喪失日の証明ができる物
勤務先を退職して配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者資格の取得	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ

③第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者が厚生年金の会社(官公庁)を退職した	第1号被保険者への種別変更	保険年金課	年金手帳またはマイナンバーの分かる物、資格喪失証明書など配偶者の資格喪失日の証明ができる物
配偶者の扶養から外れた			年金手帳またはマイナンバーの分かる物、資格喪失証明書

※マイナンバーの分かる物とは、①マイナンバーカード②住所や氏名などの記載事項に変更のない通知カード③マイナンバーが記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書です。マイナンバーカード以外の場合は、本人確認ができる物(自動車運転免許証、パスポートなど)が必要です。

※第2・3号被保険者で住所・氏名の変更や年金手帳を紛失した場合は、勤務先へ問い合わせてください。

🕒 とき 📍 所 📄 内容 👤 対象 💰 費用・金額 📄 ※記載のないものは「無料」 👤 定員 📎 持ち物
📄 申し込み 📄 ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 🗨️ 問い合わせ

令和4年度から

国民健康保険税を改正

保険年金課 ☎782-6471
☎775-9827

国民健康保険(国保)は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となり、市町村は県から示された標準保険税率を参考に、適正な保険税率を設定することになりました。

県では、多くの市町村で実質的な収支の赤字が続いていることから、「埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)」を定め、市町村ごとに異なる保険税水準を統一するため段階を踏んで課題解決に取り組むとしています。

現在、市でも実質的な収支は赤字が続いており、健全な国保事業の財政運営を持続するため、県が市町村ごとに示した令和3年度標準保険税率(下表参照)を参考に、令和4年度から税率などの改正を行います。

国保制度は国民皆保険の最後のとりでであり、これらの改正は、持続可能な社会保障制度の確立を図るために行われます。皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

【国民健康保険税(国保税)の仕組み】

国保税は、医療費などの給付に充てる「医療分」、後期高齢者医療制度を支える「支援金分」、40～64歳の人を対象とした介護保険に掛かる給付金の「介護分」で構成され、それぞれ前年の所得に応じて算出される「所得割」と、加入者数に応じて算出される「均等割」の合計額が年間に掛かる金額となります。

【令和3年度標準保険税率】(参考)

	所得割	均等割
医療分	6.58%	38,682円
支援金分	2.49%	14,289円
介護分	2.69%	19,608円
合計	11.76%	72,579円

■改正内容

①国保税の税率改正

令和4年度から、下表のとおり税率などが変更となります。なお、納税通知書は、7月上旬に郵送する予定です。

現行(令和3年度まで)

	所得割	均等割
医療分	6.8%	27,000円
支援金分	1.9%	10,000円
介護分	1.5%	12,000円
合計	10.2%	49,000円



改正後(令和4年度から)

	所得割	均等割
医療分	6.8%	28,000円
支援金分	2.0%	11,000円
介護分	2.1%	15,000円
合計	10.9%	54,000円

②未就学児の均等割額を5割軽減

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国民健康保険法が改正されたことに伴い、令和4年度から未就学児に係る国保税の均等割額(医療分、支援金分)が5割減額されます。

【例】未就学児1人当たり
均等割額(医療分+支援金分)
39,000円 → 19,500円

③今後の保険税について

県が定めた「埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)」に基づき、将来的に、同じ世帯構成・所得であれば、県内市町村で同じ保険税になることを目指します。そのため、令和9年度から予定している収納率格差以外の保険税の統一(準統一)に向けて、令和4・6・8年度において段階的に保険税の見直しを行う予定です。

【国保税の計算例(税率改正後の試算)】

【例1】1人世帯(40代) 給与収入:3,500,000円(給与所得:2,370,000円)
令和3年度 246,800円(年額)
令和4年度 265,400円(年額) **18,600円増**

【例2】1人世帯(70代) 年金収入:1,500,000円(雑所得:400,000円)
令和3年度 11,100円(年額)
令和4年度 11,700円(年額) **600円増**
※総所得金額等の世帯合計が一定以下のため、7割軽減が適用されます。

【例3】2人世帯(70代夫婦どちらかに収入がある場合)
年金収入:2,400,000円(雑所得:1,300,000円)
令和3年度 134,800円(年額)
令和4年度 138,900円(年額) **4,100円増**
※総所得金額等の世帯合計が一定以下のため、2割軽減が適用されます。

【例4】3人世帯(40代夫婦どちらかに収入がある場合、未就学児1人)
給与収入:3,000,000円(給与所得:2,020,000円)
令和3年度 297,100円(年額)
令和4年度 300,700円(年額) **3,600円増**
※未就学児の均等割額5割軽減が適用されます(②参照)。

後期高齢者医療制度

一定以上の所得がある人の医療費の窓口負担割合を変更

保険年金課(高齢者医療担当) ☎775-5125・☎775-9827

後期高齢者窓口負担割合コールセンター ☎0120-002-719(月)~(土)9~18時

令和4年度以降、75歳以上の人口が急増するため、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いた約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しです。現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくため、全国的に窓口負担割合の見直しを行います。

10月1日(土)から、一定以上の所得がある人の医療費の窓口負担割合が2割になります(現役並み所得者<窓口負担割合3割>を除く)。該当の目安は下記のフローチャートをご覧ください。なお、保険証は被保険者全員に7月中旬と9月中旬の2回発送します。

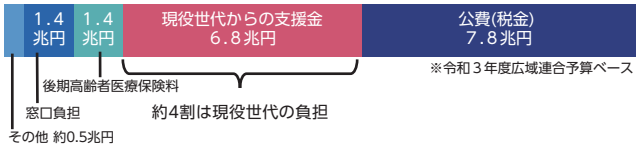
今回の制度改正について詳しくは、後期高齢者窓口負担割合コールセンターにお問い合わせください。

【窓口負担割合区分の内訳】

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得がある人	2割
		一般所得者等	1割

被保険者全体の約20%

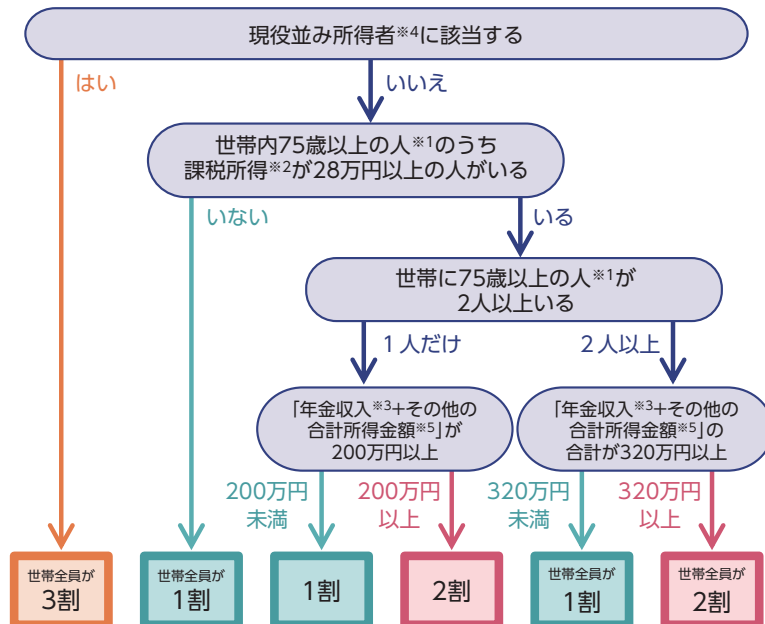
75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18兆円) (出典:厚生労働省)



窓口負担割合の判定

世帯の窓口負担割合は、75歳以上の人^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。

※10月以降の負担割合は、令和3年の所得をもとに、9月頃に判定します。



- ※1 75歳以上の人、65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人です。
- ※2 課税所得とは住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。
- ※3 年金収入に遺族年金や障害年金は含まれません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人です。
- ※5 その他の合計所得金額とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことで

■窓口負担割合が2割となる人への負担を抑える配慮措置

時10月1日~令和7年9月30日 内窓口負担割合の引き上げに伴う外来医療の負担増加額を1カ月当たり3,000円までに抑える(入院医療費は対象外) ※配慮措置の適用で払い戻しとなる人には、後日、事前に登録されている口座へ高額療養費として払い戻します。 因今回の変更で窓口負担割合が2割となった人

詐欺に注意

書類は必ず郵送します。電話や訪問で口座情報の登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることはありません。